

議案第 59 号

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、別紙のとおり広域連合規約を変更することについて、同法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、関係市町と協議を行うため。

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年２月１９日愛媛県指令１８市第１２８３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削るものとする。

改正後	改正前
（広域連合の処理する事務） 第４条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号。以下「法」という。）<u>及び法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処理する。</u>	（広域連合の処理する事務） 第４条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号。以下「法」という。）<u>に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、別表第１に定める事務については、関係市町において行う。</u> <u>(1) 被保険者の資格の管理に関する事務</u> <u>(2) 医療給付に関する事務</u> <u>(3) 保険料の賦課に関する事務</u> <u>(4) 保健事業に関する事務</u> <u>(5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務</u>
（広域連合の経費の支弁の方法） 第１７条 （略） ２ 前項第１号に規定する関係市町の負担金の額は、広域連合の予算において定めるものとし、その負担割合は、<u>別表</u>によるものとする。	（広域連合の経費の支弁の方法） 第１７条 （略） ２ 前項第１号に規定する関係市町の負担金の額は、広域連合の予算において定めるものとし、その負担割合は、<u>別表第２</u>によるものとする。 <u>別表第１（第４条関係）</u> <u>１ 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付</u> <u>２ 被保険者証及び資格証明書の引渡し</u> <u>３ 被保険者証及び資格証明書の返還の受付</u> <u>４ 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</u> <u>５ 保険料に関する申請の受付</u> <u>６ 上記事務に付随する事務</u> <u>別表第２（１７条関係）</u> （表略）
<u>別表（第１７条関係）</u> （表略）	<u>別表第２（１７条関係）</u> （表略）

附 則

この規約は、令和６年１２月２日から施行する。

